

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボリビア	ボリビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	ボリビアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むボリビアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を円満にする生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000 トン -----	H16. 3.16 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 ボリビア側 フアン・イグナシオ・シーレス・デル・バジェ外務・宗務大臣	H16. 8.24 510号
ボリビア	食糧増産援助に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000 千円 H17. 3.31まで	H16. 4.12 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 ボリビア側 フアン・イグナシオ・シーレス・デル・バジェ外務・宗務大臣	H17. 5.31 347号
ボリビア	ボリビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	ボリビアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むボリビアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を円満にする生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000 千円 -----	H17. 1.21 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 ボリビア側 フアン・イグナシオ・シーレス・デル・バジェ外務・宗務大臣	H17. 5.16 262号
ボリビア	日本・ボリビア友好橋改修計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	日本・ボリビア友好橋改修計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	23,000 千円 H18. 1.20まで	H17. 1.21 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 ボリビア側 フアン・イグナシオ・シーレス・デル・バジェ外務・宗務大臣	H17. 6.20 454号
ボリビア	ラパス県村落開発機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	ラパス県村落開発機材整備計画を実施するために必要な 1. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両、機材及び資材の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の車両、機材及び資材の操作指導に必要な役務の供与	683,000 千円 H18. 3.31まで	H17. 7. 6 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 ボリビア側 フアン・イグナシオ・シーレス・デル・バジェ外務・宗務大臣	H17. 8.12 773号
ボリビア	日本・ボリビア友好橋改修計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	日本・ボリビア友好橋改修計画を実施するために必要な 1. 橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	351,000 千円 (H17年度) 151,000 千円 H18. 3.31まで (H18年度) 200,000 千円 H19. 3.31まで	H17. 7. 6 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビア大使 ボリビア側 フアン・イグナシオ・シーレス・デル・バジェ外務・宗務大臣	H17. 8.16 789号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (制加禁生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボリビア	ボリビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	ボリビアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むボリビアの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するた めの資金を贈与すること。	800,000千円 -----	1117.8.24 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビ ア大使 ボリビア側 アルマシンド・ ロアイサ・マリアカ外務 ・宗務大臣	1117.9.13 924号
ボリビア	ベニ県南部地域医療保健施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	ベニ県南部地域医療保健施設改修計画を実施するた めに必要な 1. 医療施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機械及びその他の据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与	847,000千円 1118.3.31まで	1117.8.24 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビ ア大使 ボリビア側 アルマシンド・ ロアイサ・マリアカ外務 ・宗務大臣	1117.9.13 925号
ボリビア	タリハ県国立天文台プラネタリウム機械整備計画に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の交換公文	タリハ県国立天文台プラネタリウム機械整備計画を 実施するために必要な 1. 機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機械の輸送に必要な役務の供与	49,600千円 1118.11.9まで	1117.11.10 ラパスで (同日)	日本側 白川光徳在ボリビ ア大使 ボリビア側 アルマシンド・ ロアイサ・マリアカ外務 ・宗務大臣	1117.11.24 1099号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。